

委託連携加算

(令和6年9月1日施行)

<p>概要</p>	<p>地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅支援事業所におけるケアプラン作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を算定します。</p>	
<p>算定条件</p>	<p>① 地域包括支援センターと契約を取り交わし、委託を開始すること。</p> <p>② 地域包括支援センターによるアセスメント情報等、ケアプラン作成に必要な情報を居宅介護支援事業所へ提供しケアプランの作成に協力すること。</p> <p>③ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の双方において、支援経過記録等に提供年月日・提供者・提供内容（アセスメント等）を記録しておくこと。</p>	
<p>算定できない具体例</p>	<p>① 要支援→事業対象者 認定有効期間が終了した翌月から、事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合</p> <p>② 事業対象者→要支援 事業対象者の資格を終了し、要支援者となり予防給付等のサービスを利用した場合。</p> <p>③ 委託先の指定居宅支援事業所内で担当介護支援専門員を変更した場合。</p> <p>④ サービス利用を中断していたが再開した場合。</p>	<p>※ 算定条件となる内容の記録がない場合は算定はできません。</p>

※ ケアプラン作成に必要な情報には、高齢者の心身機能の改善を図る視点だけでなく、日常生活活動を高め、社会への参加を促す視点が重要です。

※ 要介護から要支援となった利用者を委託する場合にあっても、利用契約時における聞き取り内容やプラン作成前の同行訪問による助言等、利用者に係る情報の提供が必要です。

※ 10/17 追記：委託連携を算定する場合、原則的には訪問によるアセスメントが望ましいが、利用者本人の問題（精神疾患等）により訪問が困難な場合には電話での聞き取り（本人・家族・以前の担当ケアマネ）による内容で今後担当するケアマネに対して、情報提供をしている場合も算定は可能とする。ただし、支援経過には訪問できない理由については記載しておいて下さい。以前のケアマネさんからもらった書類の受け渡しのみ場合は算定は不可とします。

※職員の自己都合により訪問を行わなかった場合は算定はできません。